

条例の概要

障害者に対する合理的配慮の中で最も重要な、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るため、『栃木県障害者コミュニケーション条例』を制定しました（施行日：令和4（2022）年4月1日）。

障害のある人もない人もお互いにコミュニケーションを図り、情報の取得が円滑になることで、共生社会の実現を目指します。

責務

けん 県	障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、実施します。
けんみん 県民	障害の特性に応じたコミュニケーション手段が広く利用されるよう、障害や障害者に関する理解を深めるように努めましょう。
じぎょうしゃ 事業者	障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために必要な配慮をするよう努めましょう。

条例に基づく県の基本的な取組

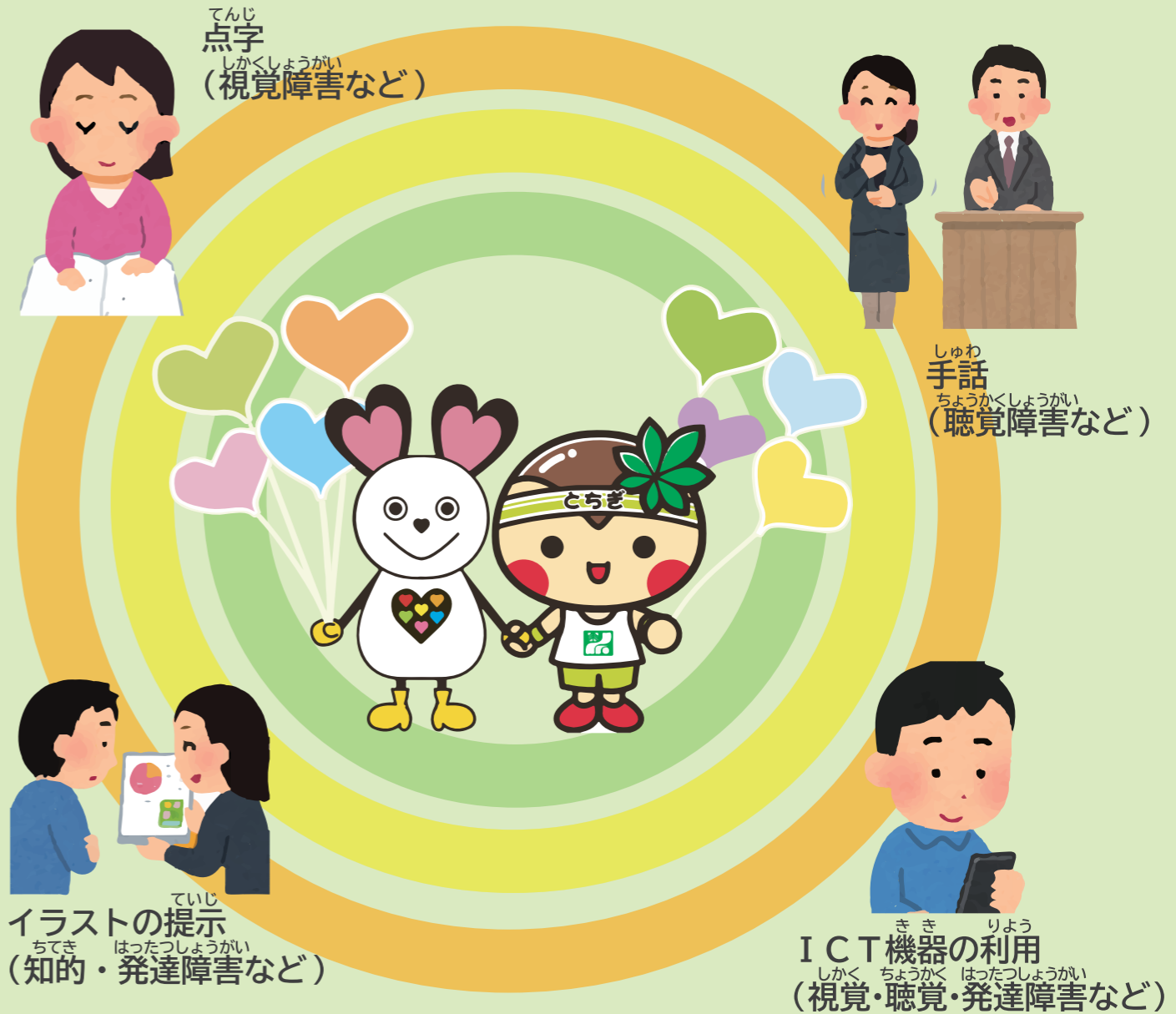
- 学校教育の分野における利用の促進
- 県民に対しての障害及び障害者に関する理解促進のための啓発活動、必要な知識・技能習得のための学習の機会の提供
- 県民及び事業者からの相談受付、情報提供等の実施
- 意思疎通支援者やその指導者の養成のための研修等の実施
- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した県政情報等の発信
- 災害時等における情報取得や円滑なコミュニケーションのための連絡体制の整備



『共生社会とちぎの実現に向けて』

栃木県障害者コミュニケーション条例

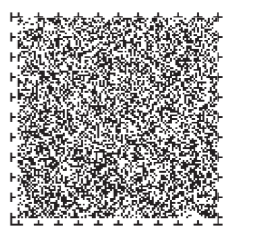
正式名称は『栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例』です



とちぎけん 栃木県
いちご一会とちぎ大会

第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

このチラシには、音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。スマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。



音声コード

【発行】栃木県保健福祉部障害福祉課
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
【電話】028-623-3490 【ファックス】028-623-3052
【メールアドレス】syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp